

ている、なんとかしてもらいたい」という苦情がかなりありました、若しみな

さんの中で選挙資格がありながら名簿に載つてあらず投票できないような人、お

よび前回の衆院選挙では満二十才にならなかつたので選挙権がなかつた人が新たに、今度の選挙で選挙権を得られた人は

九月六日までに市選管に対し補充選挙人名簿の申請をしてください。

この申請をできる人、すなわち投票をするために名簿登録をしなければならない人は、

九月六日までに市選管では満二十才にならなかつたので選挙権がなかつた人が新たに、今度の選挙で選挙権を得られた人は

九月六日までに市選管に対し補充選挙人名簿の申請をしてください。

昭和 年 月 日

申請者氏名

前 所		現 所		本籍地		性別		職業	
(イ)地	(イ)地	県	市(郡)	町(村)	第	号	番地		
(イ)現在地に住所を有するようになつた年月日	昭和 年 月 日	福井県勝山市							
(イ)その他参考事項									
(イ)選挙人の名簿に登録の有無	有 無	県	市(郡)	町(村)	第	号	番地		
(イ)その他参考事項									

右のとおり補充選挙人名簿に登録されたく申請します

◆去年九月十五日現在でつくった基本選挙人名簿より前回の衆議院議員選挙のときつくられた補充選挙人名簿に洩れた人。

◆昭和十三年五月四日から昭和十三年九月四日までに生れた人で、ことしの六月三日より引き続き勝山市内に住んでいる人。

◆選挙権を有する人で、ことしの六月三日までに当市へ住所を移し引き居住している人。

たゞいま原案をつくり有権者のみなさん

に回覧している選挙人名簿は来年の選挙に使用されるものですから誤解のないようおねがいいたします。「この名簿に洩れてあつたから、又書き加えたからもう違ひはないようけれどもご注意ください。

これで今度の選挙の投票はできる」と感

登録申請用紙を刷りこんでありますから精々ご利用ください。

登録申請用紙を刷りこんでありますから精々ご利用ください。